#### 高齢者のためのふれあい福祉ガイド広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者のためのふれあい福祉ガイド(以下「ふれあい福祉ガイド」という。)への広告の掲載について、相模原市有料広告掲出に関する指針 (平成16年4月21日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

- 第2条 ふれあい福祉ガイドに掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しな いものとする。
  - (1) ふれあい福祉ガイドの公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号)第2条に掲げる営業に該当するもの
  - (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
  - (4) 青少年の健全育成に反するもの
  - (5)消費者保護の観点からふさわしくないもの
  - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (7) サービスを利用するにあたって有利であると誤解を招くような表現がされているもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格及び掲載料等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、編集上必要があると認める場合は、これを変更することができる。

掲載面	掲載枠	サイズ(1枠)	掲載料
最終面前4ページ(両面)	16枠	1 3.5×9	6,000円

- 2 広告は、複数の枠を合わせて掲載することができる。ただし、4枠を限度とする。
- 3 前項の規定により複数の枠を合わせて掲載するときの掲載料は、第1項に掲げ

る掲載料に枠数を乗じて得た額とする。

- 4 広告には、広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の事業者 名、事業所等の名称、所在地及び電話番号を明記するものとする。
- 5 広告の掲載面及び位置は、市長が決定する。

(掲載希望者の募集)

第4条 掲載希望者の募集は、本市のホームページへの掲載等により行うものとする。

(掲載希望者の要件)

- 第5条 指定介護サービス事業者、高齢者の健康や生きがいに関する事業を行う法 人又は団体のうち、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。
  - (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行) に基づく指名停止期間中でないこと。
  - (3) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力 団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認め られないこと。
  - (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項の規定に違反したと認められないこと。
  - (5) 県暴力団排除条例第23条第2項の規定に違反したと認められないこと。
  - (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(以下「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」という。)でないこと。
  - (7) 参加する者の支店及び営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の 代表者が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
  - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てが なされていないこと。
  - (9) 市町村民税(個人・法人)を滞納していないこと。

(広告掲載の申し込み)

- 第6条 掲載希望者は、高齢者のためのふれあい福祉ガイド広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間(以下「申込期間」という。)内に申し込むものとする。
  - (1)納税義務がある者については、未納がないことが確認できる市町村民税(個人・法人)の納税証明書
  - (2) 広告案

(広告掲出者の決定)

- 第7条 広告掲出者は、次に掲げる方法により決定する。
  - (1) 前条の規定による申し込みがあったときは、提出された高齢者のためのふれ あい福祉ガイド広告掲載申込書の内容を審査するものとし、適正と認められる掲 載希望者の数が広告の枠数を超えないときは、その掲載希望者を広告掲出者とし て決定する。ただし、適正と認められる掲載希望者の数が広告の枠数を超えると きは、抽選により決定する。

(広告掲載の決定)

- 第8条 広告の掲載の適否は、相模原市有料広告掲出に関する指針に基づき設置された広告審査会の承認を得て、市長が決定する。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の適否を決定したときは、その結果について掲載希望者に、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告否掲載決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、広告審査会の審査の結果、広告内容の一部を修正することにより、広 告審査会の承認を得たときは、当該修正内容を掲載条件とし、前項の規定による 決定通知を行うものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第9条 広告掲出者は、第3条第1項及び第3項に規定する広告掲載料を、市長の 発行する納入通知書により、市長が指定する期日までに一括前納するものとする。 (広告内容等の変更)
- 第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告掲出者に対していつでも広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲出者への催告

その他何らの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに掲載条件等を満たす広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告掲載の決定後、第5条に規定する条件を満たさなくなったとき又は満たさないことが判明したとき。
- (4)前3号に掲げるもののほか、ふれあい福祉ガイドの広告掲載が適切でないと 市長が判断したとき。
- 2 前項の取扱いに関して、市長は、その賠償の責めを負わない。
- 3 第1項第2号から第4号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済 みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第12条 広告掲出者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 広告掲出者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、市長が指定 をする期日までに、文書により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は、 返還しない。

(広告掲出者の責務)

- 第13条 広告掲出者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告掲出者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告 掲出者の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

## 第1号様式(第6条関係)

### 高齢者のためのふれあい福祉ガイド広告掲載申込書

### 相模原市長あて

広告掲載希望者 法人・団体所在地		
	法人・団体商号又は名称	
	代表者職氏名	
	担当者氏名	
	連絡先(T E L)	
	(F A X)	
	(Eメール)	

高齢者のためのふれあい福祉ガイド広告掲載取扱要綱の内容を確認し、遵守する ことを誓約の上、次のとおり申し込みます。

希望枠数	枠 ※最大4枠	
業種		
広告の内容		
添付書類 (□にチェック)	□ 広告案 市町村民税(個人・法人)の納税証明 □ 納税証明書 □ 非課税	

- ※ 掲載面及び掲載位置は指定できません。
- ※ 複数枠への掲載を希望する場合であっても、掲載希望者数が掲載枠数を超える場合等については、枠数の調整をさせていただきます。

年 月 日

様

#### 相模原市長

## 広告掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった高齢者のためのふれあい福祉ガイドへの 広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1	広告掲載枠数	
2	広告掲載料	
3	広告掲載料の納付方法	

#### 4 その他

高齢者のためのふれあい福祉ガイド広告掲載取扱要綱を遵守し、この要綱に 定めのない事項について疑義や不都合が生じた場合は、相模原市と広告掲出者 が協議の上決定します。

なお、指定する期日までに広告掲載料の納付や広告原稿の提出がないときなどは、広告の掲載は取り消します。

年 月 日

様

相模原市長

# 広告否掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった高齢者のためのふれあい福祉ガイドへの 広告掲載については、次の理由により掲載できないことになりましたので、通知し ます。

否掲載の理由 :